

4 施設の所在地について教えてください。

所在地：()

5 客室数と収容人数を教えてください。

○客室数： _____ 室

○収容人数： _____ 人

6 直近1年間の宿泊料金（食事代や消費税等除く素泊まり相当の料金）の価格帯ごとの延べ宿泊者数を教えてください。

宿泊料金（1人1泊当たり）	延べ宿泊者数（人泊数） （令和7年1月～12月）
5,000円未満	人
5,000円以上 6,000円未満	人
6,000円以上 10,000円未満	人
10,000円以上 20,000円未満	人
20,000円以上 30,000円未満	人
30,000円以上 40,000円未満	人
40,000円以上 50,000円未満	人
50,000円以上	人

（価格帯別の人数についてご回答が難しい場合、下記についてご教示ください。）

・ 宿泊料金平均単価（食事代や消費税等除く素泊まりの料金） _____円

・ 令和7年1月～12月の延べ宿泊者数（人泊数） _____人

7 令和7年1月から12月までに受け入れた修学旅行生の数について教えてください。

その場合の宿泊料金について教えてください。

○校数： _____ 校 ○人数： _____ 人 ○宿泊料金 _____ 円（一人当たり）

〈宿泊税を導入するとした場合について〉

【検討の背景】

大津市は、びわ湖をはじめとする豊かな自然や歴史・文化資源を有しており、これらの資源を活用した観光振興を進めています。今後は、観光地として「えらばれる大津、誇れる大津」を目指し、観光地としての魅力向上や受入環境の充実を一層推進していくことが求められています。

そのためには、観光施設やインフラの維持・更新に加え、新たな観光コンテンツの創出や情報発信の強化などに取り組む必要があり、継続的かつ安定的な財源の確保が重要となります。

一方で、本市の財政状況においては、社会保障関係経費の増加等により財政の硬直化が進んでおり、今後の観光分野における新たな施策展開に充てる財源の確保が課題となっています。

このため、観光振興を支える新たな財源の一つとして、宿泊税の導入について検討を進めているものです。

1 宿泊税の使い道として優先すべき内容について、以下から選び○をつけてください。

(複数選択可)

- (ア) 観光地としての魅力向上 (インフラ及びコンテンツ整備)
- (イ) 観光地としての魅力発信 (ブランディング及びプロモーション)
- (ウ) 持続可能な観光まちづくりに向けた基盤整備 (組織等の体制整備)
- (エ) MICE 誘致
- (オ) その他
- ()

2 持続可能な観光地経営のための安定的かつ自立的な観光財源の確保に向けて、宿泊税の税額は以下の内どれがふさわしいと考えますか。以下の〈他市の事例〉と〈各制度の主な特徴〉をご覧の上、最もふさわしいものを1つ選び○をつけてください。

(ア) 定額制

宿泊料金にかかわらず、1泊あたり一律の金額を徴収する方式です。

例：1泊あたり 200円 (弘前市の例)

(イ) 段階的定額制

宿泊料金の金額に応じて、異なる税額を徴収する方式です。

例：宿泊料金が2万円未満の場合は1泊 200円、2万円以上の場合は1泊 500円 (金沢市の例)

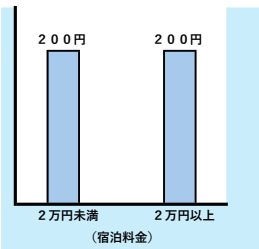
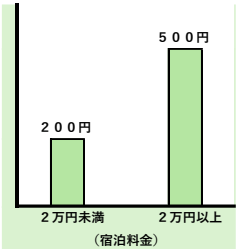
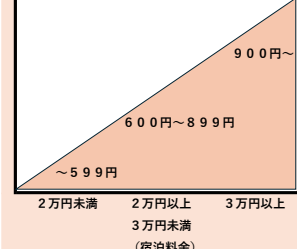
(ウ) 定率制

宿泊料金の総額に対し、一定の割合を徴収する方式です。

例：宿泊料金の2% (倶知安町の例)

(エ) 分からない/何ともいえない

(オ) その他 ()

<他市の事例> 宿泊料金の異なる 2つのケースで比較	定額制	段階的定額制	定率制								
	(例：弘前市) (一律 1泊 200円)	(例：金沢市) 〔 2万円未満:1泊 200円 2万円以上:1泊 500円 〕	(例：倶知安町) (宿泊料金の 3%)								
【イメージ図】											
【税額ケース①】 ツインルーム 素泊まり 2名利用 45,500円 (税抜) (1人当たり、 22,750円)	① 2名 × 200円 = 400円 (税率換算/0.87%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円未満</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5千円以上 2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> ① 2名 × <u>500円</u> = 1,000円 (税率換算/2.2%)	宿泊料金	税率	5千円未満	免除	5千円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円	① 22,750円 → 22,700円 (100円未満切捨) ② 22,700円 × 3.0% = 681円/人 ③ 2名 × 681円 = 1,362円 (税率換算/3.0%)
宿泊料金	税率										
5千円未満	免除										
5千円以上 2万円未満	200円										
2万円以上	500円										
【税額ケース②】 シングルルーム 素泊まり 1名利用 6,000円 (税抜) (1人当たり、 6,000円)	① 1名 × 200円 = 200円 (税率換算/3.3%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円未満</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5千円以上 2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> ① 1名 × <u>200円</u> = 200円 (税率換算/3.3%)	宿泊料金	税率	5千円未満	免除	5千円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円	① 6,000円 × 3.0% = 180円 (税率換算/3.0%)
宿泊料金	税率										
5千円未満	免除										
5千円以上 2万円未満	200円										
2万円以上	500円										

<各制度の主な特徴>

	定額制	段階的定額制	定率制
観光客へのご負担	・低価格帯の宿泊者ほど負担感が高い。	・一定の応能負担（高価格帯の宿泊者にはより多く負担）となり比較的公平性が担保できるが、税率が変わる境界の料金で不公平感が生じる。	・宿泊料金に応じた公平な負担となる。
宿泊事業者へのご負担	・宿泊者への説明が簡単である。 ・事務計算が簡単である。	・税率が複数となり、宿泊者への説明が複雑になる。 ・プラン料金から課税対象額（素泊まり料金）を算出する必要がある。	・税率は一定であることから宿泊者への説明は比較的簡単になる。 ・プラン料金から課税対象額（素泊まり料金）を算出する必要がある。
制度への影響	・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。	・物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。	・物価上昇に合わせて制度の変更が生じにくい。

3 上記2の回答理由を教えてください。

()

4 免税点（一定金額以下の宿泊費用から宿泊税を徴収しない価格）についてどのように考えますか。
以下から1つ選び○をつけてください。

(ア) 宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい

(イ) 宿泊料金が一定金額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しない方がよい

(ウ) わからない／何ともいえない

5 上記の回答理由を教えてください。

()

6 課税免除（宿泊税の支払いを免除すること）についてどのように考えますか。以下から選び回答ください。（複数回答可）

(ア) 修学旅行は課税免除

(イ) 修学旅行以外の学校教育の一環として行われる行事も課税免除

(ウ) (ア) (イ) 以外の理由で課税免除にすべきと思われる宿泊客

()

(エ) 課税免除は不要

(オ) わからない／何ともいえない

7 あなたの宿泊施設が宿泊税の特別徴収義務者（宿泊者から徴収し、大津市に申告納入する宿泊事業者）となった場合、最も負担が生じる点について1つ選び回答ください。

(ア) 申告や納入等の事務負担

(イ) 徴収事務や説明など、フロントスタッフへの負担

(ウ) レジなどのシステム改修に係る経費の負担

(エ) その他

()

8 特別徴収事務（宿泊税を徴収し、大津市に申告納入を行うこと）をお願いすることとなった場合、システム導入や改修等の費用の見込みについてお教えください。

(ア) 50万円未満

(イ) 50万円以上 100万円未満

(ウ) 100万円以上 200万円未満

(エ) 200万円以上

(オ) その他

()

(カ) 費用負担は不要

9 宿泊税の納付事務について、想定される納付頻度ごとの事務負担感についてお聞かせください。

(ア) 毎月の納付でも対応可能

(イ) 毎月の納付は負担が大きい

(ウ) 四半期程度であれば対応可能

(エ) その他 ()

<自由記述>

宿泊税の導入検討や制度設計などについてご意見があればご記入ください。

(お問合せ先)

大津市宿泊税検討委員会事務局

(大津市役所総務部市民税課 調査グループ)

電話番号：077-536-5721

メールアドレス：otsu1215@city.otsu.lg.jp